

年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

## 北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の受給を申請します。

## 【1. 申請者について】

ふりがな		申請者の電話番号
申請者氏名		
申請者住所	〒 -	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 本人・その他（ ）	

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

## 【2. 対象となる高校生等について】

ふりがな	生年月日	昭和 年 月 日				
氏 名		平成	令和	年	月	日
在学する学校	釧路工業高等専門学校					
	学校名	國 立	公 立	学 校	第 学年 (年次)	
	学校の種類・課程・学科：⑦高等専門学校（1～3学年）					
	学校の所在地	北海 都道府県	釧路 市区町村	大楽毛西2丁目32-1		
	在学期間	年 月 日	～	現 在	・	( 年 月 日 )
奨学給付金受給回数	回（昨年度までに奨学給付金を受給した回数）					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
	立	～ 年 月 日	なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			
申請日の翌月1日（申請日が月の初日の場合は、申請月の1日）現在も、上記の学校に在学しています。 ※ 内容を確認の上、□にレ印を付けてください。 なお、申請後、転学等により在学しなくなった場合は、必ず学校を経由して審査機関に申し出でください。						

## 【3. 同意事項について】

申請書の提出に当たり、次の事項について同意します。（次の内容を確認の上、□全てにレ印を付けてください。）

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は北海道以外の都府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- 高等学校等就学支援金の受給資格の認定の状況及び申請者の属する世帯の状況、生活保護の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の課税状況、その他北海道教育委員会教育長及び教育局長が必要と認める事項について、関係機関（行政機関及び高等学校等）へ照会等の調査を行うことに同意します。
- 保護者等（生計維持者）又は高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する次の給付金は給付されません。
  - (1)高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業
  - (2)北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く。））の支弁対象者ではありません。

## 【4. 家計急変の発生事由について】

該当する□にレ印を記入し、必要に応じて発生事由を記入してください。

<input type="checkbox"/> 失職のため
<input type="checkbox"/> 倒産のため
<input type="checkbox"/> その他 [ ]

※ 提出後、収入の増額、再就職や結婚などで年収見込額等に変更があった場合は、速やかに学校等に申し出てください。

## 【5. 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の家計急変の状況について】

① 次の内容を確認の上、ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。

ア 次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	保護者(親権者) 2名分
	<input type="checkbox"/>	保護者(親権者) 1名分
②	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚、死別等により保護者(親権者)が1名の場合。</li> <li>・保護者(親権者)が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者(親権者)の1人の確認書類を提出できない場合など。</li> <li>・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。</li> </ul>
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)（両親等）（2名分）
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	・所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	---

② 次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していないません。
--------------------------	--

③ 扶養親族等の状況について（専攻科を除く。）

対象となる高校生等の他に、申請者に扶養されている、基準日現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、次の欄に記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学校名（学年）等	奨学給付金の申請の有無		課程	備考
						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	
						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	

※ 対象生徒の他に、扶養する高校生等がいる場合は、奨学給付金の申請の有無欄にレ印を付けてください。

※ 対象生徒の他に、扶養する高校生等がいる場合は、課程欄の該当する箇所にレ印を付けてください。

※ 扶養状況確認のため、15歳（中学校を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の扶養誓約書（様式第4号）を提出してください。

## 記入上の注意

1 【2. 対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。

(1) 基準日現在に通っている学校の在学期間について、記入してください。

また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。  
※ 専攻科の生徒は、在学期間・過去の高等学校等について、専攻科の状況のみ記入してください。

(2) 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等学校（専攻科）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

2 【4. 家計急変の発生事由について】の欄は、次により記入してください。

申請書提出後、収入の増額、再就職や結婚などで年収見込額等に変更があった場合は、速やかに学校等に申し出てください。

3 【5. 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の家計急変の状況について】の欄は、次により記入してください。

保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ア 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。

※ 家計急変の発生事由を証明する書類…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

家計急変前を証明する書類 …課税証明書等

家計急変後の収入を証明する書類 …会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等

イ アの②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

アの②のうち、「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥並びイの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ウ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を提出してください。

エ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における被扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（様式第4号））を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

オ ②の内容は必ず確認し、該当する場合は記載もれのないようにしてください。

※専攻科の場合は、次により記入してください。

- イ 生計維持者とは、  
a. 生徒に父母がいる場合  
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）  
b. 生徒に父母がない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合  
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行なう者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【5. 生計維持者の家計急変の状況について】アの①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。
- ハ アの②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。  
アの②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、アの⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ アの⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（様式第4号））を添付してください。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 留意事項

- 1 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- 2 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日ニ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、給付金を受給できません。
- 3 申請者又は対象となる高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合は、給付金を受給できません。
- 4 給付の回数は、年1回通算3回（定時制、通信制高等学校等に通う高校生等は4回。専攻科に通う高校生等は2回（専攻科で定める修業年限が1年の場合は1回））を上限とします。ただし、学び直しの支援を受けている場合は、この限りではありません。
- 5 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 6 虚偽その他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、給付額の全部又は一部の返還を命じます。